



平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 ウェーブロックホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 木根 潤
 (コード番号 7940 東証第 2 部)
 問合せ先 経営企画室長代行 市井 栄治
 (TEL : 03-6830-6000)

ウェーブロックインベストメント株式会社による当社株式に対する
 公開買付けに関する賛同表明のお知らせ

当社は、平成21年1月30日開催の取締役会において、ウェーブロックインベストメント株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が当社を完全子会社化する予定であること、及びその後当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。また、当社は、本日付でお知らせしておりますとおり、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議しております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商号	ウェーブロックインベストメント株式会社	
(2) 主な事業内容	当社の株式を取得及び保有することを主な事業の内容としております。	
(3) 設立年月日	平成20年12月25日	
(4) 本店所在地	東京都中央区明石町8番1号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大畑 康壽	
(6) 資本金	50万円	
(7) 大株主及び持株比率	エムシーディースリー株式会社（100.00%）	
(8) 買付者と当社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 1 月 30 日開催の取締役会において、下記 2. (2) 及び (3) に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました（以下この決議を「賛同決議」といいます。）。従って、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成 19 年 8 月に経営陣によるマネジメント・バイアウトの支援を目的として設立されたエムシーピースリー投資事業有限責任組合（以下、「MCPⅢ」といいます。）の無限責任組合員であるエムシーディースリー株式会社（平成 19 年 6 月設立、本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号、代表取締役大畑康壽）（以下、「MCDⅢ」といいます。）が届出日現在 100%出資する株式会社であり、買収目的会社であります。MCPⅢは、出資者から総額 410 億円のコミットメント（出資約束金額）を受けており、本公開買付けの決済までに公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに木根渕純氏に対して第三者割当増資を行うことを予定しており、木根渕純氏がかかる第三者割当増資を引き受ける場合には、木根渕純氏が保有する公開買付者の発行済株式を除きます。）を取得する予定であります。MCDⅢは、プライベートエクイティ投資業務や資本戦略、投資先の株式公開サポート等の幅広い分野において、投資先の企業価値向上を支援しております。

今般、公開買付者は、発行済株式総数（12,613,037 株。ただし当社の自己株式を取得する予定はありません。）全て及び発行済本件新株予約権の全てを取得し、当社を完全子会社とする一連の取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、当社の普通株式 7,418,241 株（当社の発行済株式総数に対する割合（以下、「株式所有割合」といいます。）は約 58.8%であり、当社の第 46 期第 2 四半期報告書（平成 20 年 11 月 14 日提出）に記載された平成 20 年 9 月 30 日現在の自己株式数（2,050,576 株）を控除した発行済株式総数に対する割合は約 70.2%であります。）を取得の下限として設定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の創業者であり大株主でもある木根渕弘水氏（所有株式数 1,578,340 株、株式所有割合約 12.5%）、三菱化学株式会社（所有株式数 1,000,349 株、株式所有割合約 7.9%）、株式会社商工組合中央金庫（所有株式数 450,000 株、株式所有割合約 3.6%）、当社の代表取締役兼執行役員社長である木根渕純氏（所有株式数 363,300 株、株式所有割合約 2.9%）、株式会社みずほ銀行（所有株式数 329,313 株、株式所有割合約 2.6%）、及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（所有株式数 165,000 株、株式所有割合約 1.3%。なお以上 6 者をあわせて「木根渕弘水氏ら大株主」といいます。）との間で、原則としてその保有する当社株式の全て（合計 3,886,302 株、株式所有割合約 30.8%）について、本公開買付けへ応募する旨の契約（以下、「公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）である本取引の一環として行われるものであり、当社の代表取締役兼執行役員社長である木根渕純氏及び代表取締役兼執行役員副社長である後藤務氏（以下、「後藤氏」といいます。）は、代表権を有する取締役として、また、当社の取締役である小西定氏（以下、「小西氏」といいます。）、青木隆志氏（以下、「青木氏」といいます。）、福田

晃氏（以下、「福田氏」といいます。）、伊集院通弘氏（以下、「伊集院氏」といいます。）は、取締役として、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。また、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根渕純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根渕純氏、青木氏、福田氏及び伊集院氏（以下、木根渕純氏、青木氏、福田氏及び伊集院氏を総称して「MBO 出資予定経営陣」といいます。）に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO 出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です（なお、木根渕純氏により本公開買付けの決済日の前日までに行われる払込金額の総額は 1 億円を予定しています。）。かかる第三者割当増資がなされた後に、MCPⅢ、MBO 出資予定経営陣が所有する公開買付者株式の発行済株式総数に対する割合は未定です。また、公開買付者は、MCPⅢ及び MBO 出資予定経営陣との間で、かかる第三者割当増資がなされた後の公開買付者の株式の取扱いに関する事項、公開買付者の株主としての権利行使に関する事項、公開買付者の経営に関する事項等について、本公開買付け終了後に合意することを予定しております。

(注1) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般的に対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 39 年 6 月、イタリアの糸強化プラスチック製法特許“ウェーブブロック”技術を導入するために設立されました。翌昭和 40 年に、ウェーブブロック製品の生産・販売を開始した後、塩化ビニルフィルム、壁紙及びポリプロピレンシート等の製造へ順次事業領域を拡大し、平成 2 年 10 月には日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録、株式を公開しました。さらに、平成 8 年 12 月に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場、その後網製品製造のダイオ化成株式会社、壁紙製造のヤマト化学工業株式会社の買収等を通じて、一層の事業強化に取組みました。なお、平成 17 年 4 月、当社は商号を旧商号「日本ウェーブブロック株式会社」から「ウェーブブロックホールディングス株式会社」に変更し、新設会社「日本ウェーブブロック株式会社」に旧「日本ウェーブブロック株式会社」の全ての事業を承継し、持株会社となりました。

当社が管理・統括する子会社及び関連会社は、主に 5 つの領域で事業を展開しております。壁紙中間製品及び最終製品を製造販売するインテリア部門、ポリプロピレンシートやポリスチレンシートとその成形品を製造販売する包材部門、自動車用光輝テープ、メディカル用シート及び包装材料開封テープ等を製造販売するコンバーティング部門、建築工事シート、フレコン用シート等を製造販売する汎用品部門、各種合成繊維製網製品等を製造販売する編織部門です。

当社を取り巻く事業環境としましては、ここ数年の収益悪化の主要因であった原材料高騰が沈静化しつつあるものの、当社は依然として幾つかの構造的な課題を抱えております。第一に、当社は引き続きその収益性を樹脂材料の価格に大きく依存しております。上記のとおり、確かにここ数年続いた原材料価格の高騰は、現状沈静化しつつありますが、中長期的に見た場合、引き続き不透明な部分も多く、また、主要原材料メーカーの統合が続いていることにより、当社の仕入先に対する価格交渉力が低下しているという課題も抱えております。第二に、当社の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門は、成熟した市場に依存しており、今後の成長性に懸念があります。第三に、当社の事業の対象市場は、上記のとおり成長余地が限られているにもかかわらず、近年の海外企業の参入等により、輸入廉価品との競争が激化している状況にあります。

一方、当社はここ数年の間に、複数の新規事業分野へ進出しております。その内の幾つかは今後成長が期待できるレベルに達しておりますが、本格的な事業化のためには、さらなる追加投資が必要な状況にあります。しかしながら、このところの経済環境は極めて厳しく、事業展開のための資金調達の見通しも限定された状況にあります。また、新規事業は立上げコストが先行するため、一時的に業績が下降するリスクを内包していると同時に、短期的には株式市場から十分な評価を得られず、当社株主の皆様のご期待に沿えない可能性もあります。

加えて、当社は、大株主である三菱化学株式会社から、従前より投資方針の変更を理由として当社株式の売却意向を受けており、MBO 出資予定経営陣としては、今後の厳しい経営環境下では、安定的な株主が存在することが中長期的な視野に立脚した経営を行なっていく上で必要不可欠と考えており、株主構成の再検討も急務の課題となっております。

かかる状況下、MBO 出資予定経営陣は、短期的な業績推移にとらわれず、中長期的な視野に立脚した経営戦略を実行する体制を整備し、かつ新規事業の展開や株主構成の課題に対処する手段として、当社の経営方針を中長期的に支援することができる中核的安定株主の下で、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法にて当社の非上場化を行うことが最善であると判断いたしました。また、MBO 出資予定経営陣は、昨今の資本市場の状況により、今後資金調達が困難になっていく可能性があること、現在上記の構造的な事業課題に起因して収益力が低下していることに鑑みて、可及的速やかにマネジメント・バイアウト (MBO) を実施することが、当社の企業価値を維持し、これを最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

公開買付者は、MBO 出資予定経営陣の意向を受け、木根渕弘水氏及び MBO 出資予定経営陣と協議を重ねた結果、当社の中長期的な企業価値最大化に向けた施策として、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法による非上場化が最善の手段であると判断し、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、木根渕弘水氏ら大株主との間で、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

また、木根渕純氏及び後藤氏は代表権を有する取締役として、また小西氏、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付けの終了後も引き続き当社の経営にあたることを予定しております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根渕純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根渕純氏を含む MBO 出資予定経営陣に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO 出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です (なお、木根渕純氏により本公開買付けの決済日の前日までに行われる払込金額の総額は 1 億円を予定しています。)。かかる第三者割当増資がなされた後に、MCPⅢ、MBO 出資予定経営陣が所有する公開買付者株式の発行済株式総数に対する割合は未定です。また、公開買付者は、MCPⅢ及び MBO 出資予定経営陣との間で、かかる第三者割当増資がなされた後の公開買付者の株式の取扱いに関する事項、公開買付者の株主としての権利行使に関する事項、公開買付者の経営に関する事項等について、本公開買付け終了後に合意することを予定しております。

なお、MCPⅢは、役員派遣等を通じて、MCPⅢの各種リソースを最大限活用し、当社経営陣と当社従業員とともに、事業基盤の構造改革を行い、当社の将来にわたる企業価値向上に最大限貢献していく意向です。

さらに、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を全額 MCPⅢから調達しますが、本公開買付け終了後、金融機関から最大 20 億円程度の融資を受ける可能性があり、かかる融資を受けた場合

には、上記 MCPⅢからの出資金の返還等に充当することを予定しています。当該融資に係る契約では、公開買付者の一定の資産及び MCPⅢが保有する公開買付者の株式を当該融資の担保に供し、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社及びその子会社が公開買付者の連帯保証人となり、また当社及びその子会社の一定の資産を当該融資の担保に供する可能性があります。

なお、当社は、平成 21 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様にも不利益が生じることから、本公開買付けの成立を条件として、当社が平成 20 年 10 月 31 日に発表した平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当予想に関し、これを行わないことを決議しております。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の算定に際して、当社株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、当社株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成 21 年 1 月 26 日に、当社の株式の過去 6 ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去 1 ヶ月間における平均株価は 306 円、過去 3 ヶ月間における平均株価は 311 円、過去 6 ヶ月間における平均株価は 360 円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通しを勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、当社の潜在的成長力や本公開買付価格について慎重に検討いたしました。その上で、木根洵弘水氏ら大株主及び当社と協議・交渉を行い、最終的に平成 21 年 1 月 30 日に 520 円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 306 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 311 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 360 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、公開買付者は、算定の際に第三者の意見を聴取しておりません。

また、本公開買付けの対象には本件新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる本件新株予約権は、いずれも当社又はその関係会社の役員等又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、①平成 17 年度新株予約権、平成 18 年度新株予約権、平成 19 年度新株予約権及び平成 20 年度新株予約権を除く本件新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において当社又はその関係会社の役員等若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期満了による退任、定年による退職の場合を除きます。）、②平成 17 年度新株予約権、平成 18 年度新株予約権、平成 19 年度新株予約権及び平成 20 年度新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、当社又はその関係会社の常勤取締役又は常勤監査役を退任した日の翌日から 10 日を経過するまでの日に限りこれを行使できるものとされ、ま

た、③本件新株予約権者は当社との新株予約権割当契約書に基づき、本件新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められていないことから、公開買付者は本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行行使することができないと解されることから、本件新株予約権の買付価格を1円と決定しました。

さらに、本公開買付けに当たっては、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような事項を考慮いたしました。

① 独立したプロジェクトチームの設置

本取引が、当社の代表取締役兼執行役員社長及び取締役である MBO 出資予定経営陣が本公開買付け終了後公開買付者に出資することをその要素としていることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、本来、企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する当社の意思決定において恣意的な判断がなされないようにすることを目的として、当社取締役会は、本取引を検討するためのプロジェクトチーム（以下、「本件 PT」といいます。）を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

当社の取締役会は、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力などを備えている者として、当社の社外取締役である西澤民夫氏及び渡邊龍男氏の2名並びに社外監査役である石崎優仁氏、松澤英雄氏及び岡野真也氏の合計5名を本件 PT の委員に選任しております。

上記委員から構成される本件 PT による会議は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、当社取締役会から本取引によって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。

また、本件 PT は、公開買付者との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、本件 PT は、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成 21 年 1 月 30 日に、当社の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは当社の企業価値の向上が目的とされており、また、公正な手続きを経て株主利益への配慮が行われていると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

② 独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得

また、当社取締役会は、本公開買付価格の公正性を検討するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関より株式価値算定書を取得することとし、第三者算定機関として、PwC アドバイザリー株式会社（以下、「PwC」といいます。）を選任し、平成 21 年 1 月 30 日に株式価値算定書を取得いたしました。

PwC は、当社の株式価値算定に当たり、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF 方式」といいます。）の各手法を用いて分析をしております。PwC が各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価基準方式

市場株価基準方式は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成21年1月29日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均及び出来高加重平均を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を303円から371円と算定しております。

(ii) 類似会社比準方式

類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を284円から353円と算定しております。

(iii) DCF方式

DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の1株当たりの株式価値を472円から570円と算定しております。

さらに当社は、公開買付者及び当社において特別利害関係を有する取締役らから独立した西村あさひ法律事務所から本取引に関する法的助言を受けました。

当社は、第三者算定機関であるPwCより取得した株式価値算定書及び本件PTによる上記①にかかる答申の結果を参考に、本取引及び本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討し、公開買付者と十分な協議交渉を行った結果、本取引が当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格並びに本件新株予約権の買付け価格の諸条件が妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成21年1月30日開催の取締役会において、賛同決議を行っております。なお、当社は第三者算定機関その他の評価機関よりフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。

③特別利害関係を有する取締役を除く当社の取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役兼執行役員社長を務める木根渕純氏、取締役を務める青木氏、福田氏及び伊集院氏は、本公開買付けが成立した場合には、木根渕純氏は代表権を有する取締役として、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付け終了後においても引き続き当社の経営にあたること及び公開買付者に出資を行うことを予定していることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、また、当社の取締役を務める木根渕建氏は、木根渕純氏の実弟であり、利益相反のおそれが否定できないことから、特別利害関係者として、賛同決議を含む本取引に関する当社の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

賛同決議を含めた本取引に関する当社の取締役会には、利益相反のおそれのあるMBO出資予定経営陣及び木根渕純氏の実弟である木根渕建氏を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。また、当該取締役会においては、当社

監査役の全員が出席し、社外監査役を含めいずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

④買付け期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社株式及び本件新株予約権について、株主及び本件新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。これにより、当社取締役会の判断の公正性（買取価格の適正性）を客観的に担保しております。

なお、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。

(4) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、前述のとおり当社の大株主である木根渕弘水氏ら大株主との間で、保有する当社株式合計 3,886,302 株（株式所有割合約 30.8%）について、原則として本公開買付けへ応募する旨の公開買付応募契約を締結しています。ただし、木根渕純氏については、(i) 公開買付応募契約に定める同氏の表明及び保証が、真実又は正確でないことが判明した場合、(ii) 同氏が公開買付応募契約に定める同氏の義務に違反した場合（公開買付応募契約の締結日から本公開買付けの決済日までの間に、(ア) 本公開買付けへの木根渕純氏所有に係る当社株式に対する担保設定、第三者への同株式の売却、その他本公開買付けへの木根渕純氏による応募を妨げる可能性のある一切の行為若しくは公開買付応募契約の目的を阻害する可能性のある行為を行った場合、又は (イ) 当社をして、当社が公開買付応募契約締結以前に行っていたものと実質的に異なる方法により業務を遂行せしめ、公開買付者の事前の同意を得ることなく、減資、配当、合併等の組織再編、企業買収取引その他当社の通常の業務の範囲に含まれない行為を行わせないよう最善の努力をすることを怠った場合をいいます。）、(iii) 当社及びその子会社の事業、資産、財務及び経営状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響若しくはそのおそれが生じた場合、(iv) 本公開買付けに要する資金の調達に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治若しくは経済上の変動その他の事由が生じた場合、又は (v) 当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、又は本公開買付けに反対した場合で、公開買付者が指示をした場合には、同氏は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。また、木根渕純氏及び木根渕弘水氏を除く木根渕弘水氏ら大株主については、(i) 当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、若しくは本公開買付けに反対した場合、又は (ii) 木根渕弘水氏及び木根渕純氏が本公開買付けに応募せず、若しくは既に応募している場合にかかる応募を撤回する場合で、公開買付者が指示をした場合には、木根渕弘水氏及び木根渕純氏を除く木根渕弘水氏ら大株主は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。さらに、木根渕弘水氏による本公開買付けへの応募は、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回せず、かつ本公開買付けに反対しないことを条件としています。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定していませんので、本公開買付けの

結果によっては、東京証券取引所に上場されている当社株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けにより当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に適用ある法令に従い、公開買付者による当社の完全子会社化を予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所に上場されている当社株式は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、当社株式は東京証券取引所において取引することはできません。

（６） 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 3 分の 2 以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、前述の通り、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を完全子会社化する手続を実施することを企図しております。また、公開買付者は、これらの手続を行った後、公開買付者と当社との間で、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じです。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。

当該定時株主総会又は臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議する方法で実施することを当社に要請することを検討しております。なお、当社は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて上記株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の総議決権の 3 分の 2 以上を保有することになり、上記の株主総会において各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本書提出日現在未定であります。公開買付者が当社株式の 100%（自己株式を除きます。）を保有することとするため、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの (a) 又は (b) の方法による 1 株当た

りの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

念のため補足いたしますが、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け又は上記手続きによる金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本件新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本件新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対し、本件新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、当社は、かかる要請に応じて本件新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利害供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要

別紙「ウェーブロックホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を参照ください。

以上

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

東京都中央区明石町 8 番 1 号
ウェーブロックインベストメント株式会社
代表取締役 大畑 康壽

ウェーブロックホールディングス株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ウェーブロックインベストメント株式会社（以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、別紙記載のウェーブロックホールディングス株式会社（以下、「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を取得するため、下記のとおり、対象者の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成 19 年 8 月に経営陣によるマネジメント・バイアウトの支援を目的として設立されたエムシーピースリー投資事業有限責任組合（以下、「MCPⅢ」といいます。）の無限責任組合員であるエムシーディースリー株式会社（平成 19 年 6 月設立、本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号、代表取締役大畑康壽）（以下、「MCDⅢ」といいます。）が届出日現在 100%出資する株式会社であり、買収目的会社であります。MCPⅢは、出資者から総額 410 億円のコミットメント（出資約束金額）を受けており、本公開買付けの決済までに公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに木根渕純氏に対して第三者割当増資を行うことを予定しており、木根渕純氏がかかる第三者割当増資を引き受ける場合には、木根渕純氏が保有する公開買付者の発行済株式を除きます。）を取得する予定であります。MCDⅢは、プライベートエクイティ投資業務や資本戦略、投資先の株式公開サポート等の幅広い分野において、投資先の企業価値向上を支援しております。

今般、公開買付者は、発行済株式総数（12,613,037 株。ただし対象者の自己株式を取得する予定はありません。）全て及び発行済本件新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社とする一連の取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、対象者の普通株式 7,418,241 株（対象者の発行済株式総数に対する割合（以下、「株式所有割合」といいます。）は約 58.8%であり、対象者の第 46 期第 2 四半期報告書（平成 20 年 11 月 14 日提出）に記載された平成 20 年 9 月 30 日現在の自己株式数（2,050,576 株）を控除した発行済株式総数

に対する割合は約 70.2%であります。)を取得の下限として設定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の創業者であり大株主でもある木根渕弘水氏(所有株式数 1,578,340 株、株式所有割合約 12.5%)、三菱化学株式会社(所有株式数 1,000,349 株、株式所有割合約 7.9%)、株式会社商工組合中央金庫(所有株式数 450,000 株、株式所有割合約 3.6%)、対象者の代表取締役兼執行役員社長 木根渕純氏(所有株式数 363,300 株、株式所有割合約 2.9%)、株式会社みずほ銀行(所有株式数 329,313 株、株式所有割合約 2.6%)、及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社(所有株式数 165,000 株、株式所有割合約 1.3%)。なお以上 6 者をあわせて「木根渕弘水氏ら大株主」といいます。)との間で、原則としてその保有する対象者株式の全て(合計 3,886,302 株、株式所有割合約 30.8%)について、本公開買付けへ応募する旨の契約(以下、「公開買付応募契約」といいます。)を締結しております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注 1)である本取引の一環として行われるものであり、対象者の代表取締役兼執行役員社長である木根渕純氏及び代表取締役兼執行役員副社長である後藤務氏(以下、「後藤氏」といいます。)は、代表権を有する取締役として、また、対象者の取締役である小西定氏(以下、「小西氏」といいます。)、青木隆志氏(以下、「青木氏」といいます。)、福田晃氏(以下、「福田氏」といいます。)、伊集院通弘氏(以下、「伊集院氏」といいます。))は、取締役として、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。また、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根渕純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根渕純氏、青木氏、福田氏及び伊集院氏(以下、木根渕純氏、青木氏、福田氏、伊集院氏を総称して「MBO 出資予定経営陣」といいます。)に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO 出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です。

(注 1) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針等

対象者は、昭和 39 年 6 月、イタリアの糸強化プラスチック製法特許“ウェーブロック”技術を導入するために設立されました。翌昭和 40 年に、ウェーブロック製品の生産・販売を開始した後、塩化ビニルフィルム、壁紙及びポリプロピレンシート等の製造へ順次事業領域を拡大し、平成 2 年 10 月には日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録、株式を公開しました。さらに、平成 8 年 12 月に株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場、その後網製品製造のダイオ化成株式会社、壁紙製造のヤマト化学工業株式会社の買収等を通じて、一層の事業強化に取組みました。なお、平成 17 年 4 月、対象者は商号を旧商号「日本ウェーブロック株式会社」から「ウェーブロックホールディングス株式会社」に変更し、新設会社「日本ウェーブロック株式会社」に旧「日本ウェーブロック株式会社」の全ての事業を承継し、持株会社となりました。

対象者が管理・統括する子会社及び関連会社は、主に 5 つの領域で事業を展開しております。壁紙中間製品及び最終製品を製造販売するインテリア部門、ポリプロピレンシートやポリスチレンシートとその成形品を製造販売する包材部門、自動車用光輝テープ、メディカル用シート及び包装材料開封テープ等を製造販売するコンバーティング部門、建築工事シート、フレコン用シート等を製造販売する汎用品部門、各種合成繊維製網製品等を製造販売する編織部門です。

対象者を取り巻く事業環境としましては、ここ数年の収益悪化の主要因であった原材料高騰が沈静化しつつあるものの、対象者は依然として幾つかの構造的な課題を抱えております。第一に、対象者は引き続きその収益性を樹脂材料の価格に大きく依存しております。上記のとおり、確かにここ数年続いた原材料価格の高騰は、現状沈静化しつつありますが、中長期的に見た場合、引き続き不透明な部分も多く、また主要原材料メーカーの統合が続いていることにより、対象者の仕入先に対する価格交渉力が低下しているという課題も抱えております。第二に、対象者の事業の大半に当たるインテリ

ア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門は、成熟した市場に依存しており、今後の成長性に懸念があります。第三に、対象者の事業の対象市場は、上記のとおり成長余地が限られているにもかかわらず、近年の海外企業の参入等により、輸入廉価品との競争が激化している状況にあります。

一方、対象者はここ数年の間に、複数の新規事業分野へ進出しております。その内の幾つかは今後成長が期待できるレベルに達しておりますが、本格的な事業化のためには、さらなる追加投資が必要な状況にあります。しかしながら、このところの経済環境は極めて厳しく、事業展開のための資金調達の選択肢も限定された状況にあります。また、新規事業は立上げコストが先行するため、一時的に業績が下降するリスクを内包していると同時に、短期的には株式市場から十分な評価を得られず、対象者株主の皆様のご期待に沿えない可能性もあります。

加えて、対象者は、大株主である三菱化学株式会社から、従前より投資方針の変更を理由として対象者株式の売却意向を受けており、MBO 出資予定経営陣としては、今後の厳しい経営環境下では、安定的な株主が存在することが中長期的な視野に立脚した経営を行なっていく上で必要不可欠と考えており、株主構成の再検討も急務の課題となっております。

かかる状況下、MBO 出資予定経営陣は、短期的な業績推移にとらわれず、中長期的な視野に立脚した経営戦略を実行する体制を整備し、かつ新規事業の展開や株主構成の課題に対処する手段として、対象者の経営方針を中長期的に支援することができる中核的安定株主の下で、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法にて対象者の非上場化を行うことが最善であると判断いたしました。また、MBO 出資予定経営陣は、昨今の資本市場の状況により、今後資金調達が困難になっていく可能性があること、現在上記の構造的な事業課題に起因して収益力が低下していることに鑑みて、可及的速やかにマネジメント・バイアウト (MBO) を実施することが、対象者の企業価値を維持し、これを最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

公開買付者は、MBO 出資予定経営陣の意向を受け、木根洵弘水氏及び MBO 出資予定経営陣と協議を重ねた結果、対象者の中長期的な企業価値最大化に向けた施策として、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法による非上場化が最善の手段であると判断し、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、木根洵弘水氏ら大株主との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

また、木根洵純氏及び後藤氏は代表権を有する取締役として、また小西氏、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付けの終了後も引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根洵純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根洵純氏を含む MBO 出資予定経営陣に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO 出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です (なお、木根洵純氏により本公開買付けの決済日の前日までに行われる払込金額の総額は 1 億円を予定しています。)。かかる第三者割当増資がなされた後に、MCPⅢ、MBO 出資予定経営陣が所有する公開買付者株式の発行済株式総数に対する割合は未定です。また、公開買付者は、MCPⅢ及び MBO 出資予定経営陣との間で、かかる第三者割当増資がなされた後の公開買付者の株式の取扱いに関する事項、公開買付者の株主としての権利行使に関する事項、公開買付者の経営に関する事項等について、本公開買付け終了後に合意することを予定しております。

なお、MCPⅢは、役員派遣等を通じて、MCPⅢの各種リソースを最大限活用し、対象者経営陣と対象者従業員とともに、事業基盤の構造改革を行い、対象者の将来にわたる企業価値向上に最大限貢献していく意向です。

さらに、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を全額 MCPⅢから調達しますが、本公開買付け終了後、金融機関から最大 20 億円程度の融資を受ける可能性があり、かかる融資を受けた場合には、上記 MCPⅢからの出資金の返還等に充当することを予定しています。当該融資に係る契

約では、公開買付者の一定の資産及び MCPⅢが保有する公開買付者の株式を当該融資の担保に供し、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者及びその子会社が公開買付者の連帯保証人となり、また対象者及びその子会社の一定の資産を当該融資の担保に供する可能性があります。

なお、対象者は、平成 21 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様には不利益が生じることから、本公開買付けの成立を条件として、対象者が平成 20 年 10 月 31 日に発表した平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当予想に関し、これを行わないことを決議しております。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公正性を担保した上での買付価格の決定

公開買付者は、本公開買付けの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の算定に際して、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、対象者株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成 21 年 1 月 26 日に、対象者の株式の過去 6 ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去 1 ヶ月間における平均株価は 306 円、過去 3 ヶ月間における平均株価は 311 円、過去 6 ヶ月間における平均株価は 360 円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通しを勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、対象者の潜在的成長力や本公開買付価格について慎重に検討いたしました。その上で、木根渕弘水氏ら大株主及び対象者と協議・交渉を行い、最終的に平成 21 年 1 月 30 日に 520 円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 306 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 311 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成 21 年 1 月 26 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値 360 円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して 44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、公開買付者は、算定の際に第三者の意見を聴取しておりません。

また、本公開買付けの対象には本件新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる本件新株予約権は、いずれも対象者又はその関係会社の役員等又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、①平成 17 年度新株予約権、平成 18 年度新株予約権、平成 19 年度新株予約権及び平成 20 年度新株予約権を除く本件新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において対象者又はその関係会社の役員等若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期满了による退任、定年による退職の場合を除きます。）、②平成 17 年度新株予約権、平成 18 年度新株予約権、平成 19 年度新株予約権及び平成 20 年度新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、対象者又はその関係会社の常勤取締役又は常勤監査役を退任した日の翌日から 10 日を経過するまでの日に限りこれを行行使できるものとされ、また、③本件新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づ

き、本件新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められていないことから、公開買付者は本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使することができないと解されることから、本件新株予約権の買付価格を1円と決定しました。

さらに、本公開買付けに当たっては、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような事項を考慮いたしました。

② 独立したプロジェクトチームの設置

本取引が、対象者の代表取締役兼執行役員社長及び取締役である MBO 出資予定経営陣が本公開買付け終了後公開買付者に出資することをその要素としていることから（ただし、木根潤純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、本来、企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断がなされないようにすることを目的として、対象者取締役会は、本取引を検討するためのプロジェクトチーム（以下、「本件 PT」といいます。）を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力などを備えている者として、対象者の社外取締役である西澤民夫氏及び渡邊龍男氏の2名並びに社外監査役である石崎優仁氏、松澤英雄氏及び岡野真也氏の合計5名を本件 PT の委員に選任しております。

上記委員から構成される本件 PT による会議は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。

また、本件 PT は、公開買付者との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、本件 PT は、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値の向上が目的とされており、また、公正な手続きを経て株主利益への配慮が行われていると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

③ 独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得

また、対象者取締役会は、本公開買付価格の公正性を検討するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関より株式価値算定書を取得することとし、第三者算定機関として、PwC アドバイザリー株式会社（以下、「PwC」といいます。）を選任し、平成21年1月30日に株式価値算定書を取得いたしました。

PwC は、対象者の株式価値算定に当たり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF 方式」といいます。）の各手法を用いて分析をしております。PwC が各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価基準方式

市場株価基準方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法

であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成21年1月29日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均及び出来高加重平均を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を303円から371円と算定しております。

(ii) 類似会社比準方式

類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を284円から353円と算定しております。

(iii) DCF方式

DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者の1株当たりの株式価値を472円から570円と算定しております。

さらに対象者は、公開買付者及び対象者において特別利害関係を有する取締役らから独立した西村あさひ法律事務所から本取引に関する法的助言を受けました。

対象者は、第三者算定機関である PwC より取得した株式価値算定書及び本件 PT による上記②の答申の結果を参考に、本取引及び本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討し、公開買付者と十分な協議交渉を行った結果、本取引が対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格ならびに本件新株予約権の買付け価格の諸条件が妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 21 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議（以下、「賛同決議」といいます。）しております。なお、対象者は第三者算定機関その他の評価機関よりフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。

④ 特別利害関係を有する取締役を除く対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者の代表取締役兼執行役員社長を務める木根渕純氏、取締役を務める青木氏、福田氏及び伊集院氏は、本公開買付けが成立した場合には、木根渕純氏は代表権を有する取締役として、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付け終了後においても引き続き対象者の経営にあたること及び公開買付者に出資を行うことを予定していることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、また、対象者の取締役を務める木根渕建氏は、木根渕純氏の実弟であり、利益相反のおそれが否定できないことから、特別利害関係者として、賛同決議を含む本取引に関する対象者の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

賛同決議を含めた本取引に関する対象者の取締役会には、利益相反のおそれのある MBO 出資予定経営陣及び木根渕純氏の実弟である木根渕建氏を除き、対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。また、当該取締役会においては、対象者監査役の全員が出席し、社外監査役を含めいずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

⑤ 買付け期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者株式及び本件新株予約権について、株主及び本件新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。これにより、対象者取締役会の判断の公正性（買収価格の適正性）を客観的に担保しております。

なお、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。

(4) 大株主の賛同

公開買付者は、前述のとおり対象者の大株主である木根渕弘水氏ら大株主との間で、保有する対象者株式合計 3,886,302 株（株式所有割合約 30.8%）について、原則として本公開買付けへ応募する旨の公開買付け応募契約を締結しています。ただし、木根渕純氏については、(i) 公開買付け応募契約に定める同氏の表明及び保証が、真実又は正確でないことが判明した場合、(ii) 同氏が公開買付け応募契約に定める同氏の義務に違反した場合（公開買付け応募契約の締結日から本公開買付けの決済日までの間に、(ア) 本公開買付けへの木根渕純氏による応募を妨げる可能性のある一切の行為若しくは公開買付け応募契約の目的を阻害する可能性のある行為を行った場合、又は(イ) 対象者をして、対象者が公開買付け応募契約締結以前に行っていたものと実質的に異なる方法により業務を遂行せしめ、公開買付者の事前の同意を得ることなく、減資、配当、合併等の組織再編、企業買収取引その他対象者の通常の業務の範囲に含まれない行為を行わせないよう最善の努力をすることを怠った場合をいいます。）、(iii) 対象者及びその子会社の事業、資産、財務及び経営状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響若しくはそのおそれが生じた場合、(iv) 本公開買付けに要する資金の調達に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治若しくは経済上の変動その他の事由が生じた場合、又は(v) 対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、又は本公開買付けに反対した場合で、公開買付者が指示をした場合には、同氏は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。また、木根渕純氏及び木根渕弘水氏を除く木根渕弘水氏ら大株主については、(i) 対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、若しくは本公開買付けに反対した場合、又は(ii) 木根渕弘水氏若しくは木根渕純氏が本公開買付けに応募せず、若しくは既に応募している場合にかかる応募を撤回する場合で、公開買付者が指示をした場合には、木根渕弘水氏及び木根渕純氏を除く木根渕弘水氏ら大株主は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。さらに、木根渕弘水氏による本公開買付けへの応募は、対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回しないことを条件としています。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所に上場されている対象者株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けにより当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に適用ある法令に従い、公開買付者による対象者の完全子会社化を予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所に上場されている対象者株式は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者株式は東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 3 分の 2 以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株

式を取得できなかった場合には、前述のとおり、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化する手続きを実施することを企図しております。また、公開買付者は、これらの手続きを行った後、公開買付者と対象者との間で、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じです。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。

当該定時株主総会又は臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議する方法で実施することを対象者に要請することを検討しております。なお、対象者は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて上記株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の総議決権の 3 分の 2 以上を保有することになり、上記の株主総会において各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本書提出日現在未定であります。公開買付者が対象者株式の 100%（自己株式を除きます。）を保有することとするため、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

念のため補足いたしますが、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け又は上記手続きによる金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本件新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本件新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、対象者に対し、本件新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて本件新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	ウェーブロックホールディングス株式会社																						
② 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合成樹脂および繊維の加工ならびに販売 2. コンピュータソフトウェア、情報処理システムの開発および販売 3. 各種合成樹脂加工機械の製造および販売 4. 各種繊維機械の製造および販売 5. 泥炭・蛭石等土壌改良材、種苗、肥料、育苗等各種農園芸資材・機材の製造および販売 6. 上記各号の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理および経営指導 7. 上記各号に付帯する一切の業務 																						
③ 設 立 年 月 日	昭和39年6月20日																						
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区明石町8番1号																						
⑤ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役兼執行役員社長 木根 淵 純																						
⑥ 資 本 金	2,143,700千円（平成20年3月31日現在）																						
⑦ 大株主及び持株比率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">木根 淵 弘水</td><td style="text-align: right;">12.50%</td></tr> <tr><td>三菱化学株式会社</td><td style="text-align: right;">7.93%</td></tr> <tr><td>株式会社商工組合中央金庫</td><td style="text-align: right;">3.57%</td></tr> <tr><td>木根 淵 純</td><td style="text-align: right;">2.88%</td></tr> <tr><td>株式会社みずほ銀行</td><td style="text-align: right;">2.61%</td></tr> <tr><td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td><td style="text-align: right;">1.31%</td></tr> <tr><td>日本証券金融株式会社</td><td style="text-align: right;">1.14%</td></tr> <tr><td>山本 鐵夫</td><td style="text-align: right;">0.95%</td></tr> <tr><td>ダイオ化成従業員持株会</td><td style="text-align: right;">0.72%</td></tr> <tr><td>木根 淵 建</td><td style="text-align: right;">0.70%</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">（平成20年3月31日現在）</td></tr> </table>	木根 淵 弘水	12.50%	三菱化学株式会社	7.93%	株式会社商工組合中央金庫	3.57%	木根 淵 純	2.88%	株式会社みずほ銀行	2.61%	三菱UFJ信託銀行株式会社	1.31%	日本証券金融株式会社	1.14%	山本 鐵夫	0.95%	ダイオ化成従業員持株会	0.72%	木根 淵 建	0.70%	（平成20年3月31日現在）	
木根 淵 弘水	12.50%																						
三菱化学株式会社	7.93%																						
株式会社商工組合中央金庫	3.57%																						
木根 淵 純	2.88%																						
株式会社みずほ銀行	2.61%																						
三菱UFJ信託銀行株式会社	1.31%																						
日本証券金融株式会社	1.14%																						
山本 鐵夫	0.95%																						
ダイオ化成従業員持株会	0.72%																						
木根 淵 建	0.70%																						
（平成20年3月31日現在）																							

⑧ 買付者と対象者の等 関 係	資 本 関 係	資本関係はありません。
	人 的 関 係	人的関係はありません。
	取 引 関 係	取引関係はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の関連当事者には当たりません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年2月2日（月曜）から平成21年3月16日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 株券

対象者普通株式1株につき、金520円

② 新株予約権証券

平成17年度新株予約権：1個につき金1円

第1回新株予約権：1個につき金1円

第2回新株予約権：1個につき金1円

第3回新株予約権：1個につき金1円

平成18年度新株予約権：1個につき金1円

第4回新株予約権：1個につき金1円

第5回新株予約権：1個につき金1円

平成19年度新株予約権：1個につき金1円

第6回新株予約権：1個につき金1円

第7回新株予約権：1個につき金1円

平成20年度新株予約権：1個につき金1円

第8回新株予約権：1個につき金1円

第9回新株予約権：1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

1) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の算定に際して、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、対象者株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成21年1月26日に、対象者の株式の過去

6ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は306円、過去3ヶ月間における平均株価は311円、過去6ヶ月間における平均株価は360円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通しを勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、対象者の潜在的成長力や本公開買付価格について慎重に検討いたしました。その上で、木根渕弘水氏ら大株主及び対象者と協議・交渉を行い、最終的に平成21年1月30日に520円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成21年1月26日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値306円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日にまでの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値311円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値360円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、公開買付者は、算定の際に第三者の意見を聴取しておりません。

2) 新株予約権

本公開買付けの対象には本件新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる本件新株予約権は、いずれも対象者又はその関係会社の役員等又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、①平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権を除く本件新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において対象者又はその関係会社の役員等若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期満了による退任、定年による退職の場合を除きます。）、②平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権については、当該新株予約権者の新株予約権者は、対象者又はその関係会社の常勤取締役又は常勤監査役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限りこれを行ってできるものとされ、また、③本件新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、本件新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められていないことから、公開買付者は本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行ってできないと解されることから、上記のとおり、本件新株予約権の買付価格を1円と決定しました。

② 算定の経緯

（買付価格決定に至る過程）

公開買付者は、本公開買付価格の算定に際して、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、対象者株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成21年1月26日に、対象者の株式の過去6ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は306円、過去3ヶ月間における平均株価は310円、過去6ヶ月間における平均株価は360円という結果を得ました。また、対象者の潜在的成長力について慎重に検討しました。その結果、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通し

を勘案し、公開買付者は、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、検討いたしました。その上で、木根渕弘水氏ら大株主及び対象者と協議・交渉を行い、最終的に平成21年1月30日に520円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成21年1月26日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値306円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値311円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値360円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（買付価格の公正性を担保するための処置について）

まず、本取引が、対象者の代表取締役兼執行役員社長及び取締役であるMB0出資予定経営陣が、本公開買付け終了後、公開買付者に出資することをその要素としていることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、本来企業価値の向上を通じて株主の皆様様の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断がなされないようにすることを目的として、対象者は、取締役会からの要請に基づいて、本件PTを設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力などを備えている者として、対象者の社外取締役である西澤民夫氏及び渡邊龍男氏の2名並びに社外監査役である石崎優仁氏、松澤英雄氏及び岡野真也氏の合計5名を本件PTの委員に選任しております。

上記委員から構成される本件PTによる会議は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。

また、本件PTは、公開買付者との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、本件PTは、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値の向上が目的とされており、また、公正な手続きを経て株主利益への配慮が行われていると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

次に、上記公開買付者による本公開買付価格の算定に対して、対象者取締役会は、本公開買付価格の公正性を検討するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、PwCを選任し、平成21年1月30日に株式価値算定書を取得しました。

PwCは、対象者の株式価値算定に当たり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて分析をしております。PwCが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価基準方式

市場株価基準方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成21年1月29日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均及び出来高加重平均を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を303円から371円と算定しております。

(ii) 類似会社比準方式

類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を284円から353円と算定しております。

(iii) DCF方式

DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者の1株当たりの株式価値を472円から570円と算定しております。

さらに対象者は、公開買付者及び対象者において特別利害関係を有する取締役らから独立した西村あさひ法律事務所から本取引に関する法的助言を受けました。

対象者は、第三者算定機関であるPwCより取得した株式価値算定書及び本件PTによる上記の答申の結果を参考に、本取引及び本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討し、公開買付者と十分な協議交渉を行い、本取引が対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格ならびに本件新株予約権の買付価格の諸条件が妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断した結果、平成21年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しております。対象者の代表取締役兼執行役員社長を務める木根渕純氏は、代表権を有する取締役として、また、対象者の取締役を務める青木氏、福田氏及び伊集院氏は、取締役として、本公開買付け終了後においても引き続き対象者の経営にあたること及び公開買付者に出資を行うことを予定していることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、また、対象者の取締役を務める木根渕建氏は、木根渕純氏の実弟であり、利益相反のおそれが否定できないことから、特別利害関係者として、賛同決議を含む本取引に関する対象者の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。賛同決議を含めた本取引に関する対象者の取締役会には、利益相反のおそれのあるMBO出資予定経営陣及び木根渕純氏の実弟である木根渕建氏を除き、対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。また、当該取締役会においては、対象者監査役の全員が出席し、社外監査役を含めいずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。なお、対象者は第三者算定機関その他の評価機関よりフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。

③ 算定機関との関係

対象者の第三者算定機関であるPwCは、当社又は対象者のいずれかの関連当事者にも該当いた

しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,418,241 (株)	7,418,241 (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株式等（以下、「応募株式等」といいます。）の総数が「買付予定数の下限」に満たないときは、応募株式等の全部の買付け等を行いません。応募株式等の総数が買付予定数の下限（7,418,241株）以上のときは、応募株式等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、対象者の第46期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,613,037株）から同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（2,050,576株）を控除した株式数に公開買付期間中に行使可能な平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降本届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（564,900株）を加算した株式数株式数に3分の2を乗じた株式数（7,418,241株）です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間末日までに対象者の平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。なお、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。

(注5) 株式等のうち本件新株予約権については、各新株予約権の発行要項に基づき、新株予約権1個あたり100株として換算しています。

(注6) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株式等の最大の数は、11,127,361株です。これは、対象者の第46期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,613,037株）から同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（2,050,576株）を控除した株式数に公開買付期間中に行使可能な平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降本届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（564,900株）を加算した株式数です。

(注7) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 00.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	74,182個	(買付け等後における株券等所有割合 66.67%)
対象者の総株主の議決権の数	105,384個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(株)に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第46期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された総株主の議決権の数（個）です。ただし、本公開買付けにおいては、平成17年度新株

- 予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記報告書に記載された総株主の議決権の数105,384個に、平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降本届出書提出日までにこれらの新株予約権が行使されたことにより発行または移転された対象者株式を含みます。）の議決権数の最大数（5,649個）及び単元未満株式（ただし、対象者が自己で保有する76株を除きます。）24,061株に係る議決権の数240個を加えて、111,273個として計算しています。
- (注3) 公開買付者は応募株式等の数の合計が買付予定の下限(7,418,241株)以上の場合には、応募株式等の全部の買付け等を行いますので、本公開買付けにより取得する株券等に係る議決権の数は最大で111,273個（そのうち潜在株券等に係る議決権の数は最大で5,649個）となり、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。
- (注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 3,857,485,320 円

買付代金は、応募株式等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数（株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、応募株式等の総数が買付予定数の下限以上のときは、応募株式数の全部の買付け等を行いますので、対象者の平成20年11月14日提出の第46期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式総数（12,613,037株）から同報告書に記載された平成20年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,050,576株）を控除した株式数に、公開買付け期間中に行使可能な平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある株式（平成20年9月30日以降本届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された株式を含みます。）の最大数（564,900株）を加算した株式数を全て買付けた場合の買付代金の合計は最大5,786,227,720円となり、また公開買付け期間末日までに行使される可能性のない第6回新株予約権2,225個、第7回新株予約権80個、第8回新株予約権2,390個及び第9回新株予約権20個を全て買付けた場合の買付代金4,715円を合計した買付代金の合計は最大5,786,232,435円となります。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号
- ② 決済の開始日
平成21年3月25日（水曜日）
- ③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株式等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株式等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った日から起算して 5 営業日以後）以後、速やかに、応募が行われた時の状況に戻します。

新株予約権の応募がなされた場合については、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った日から起算して 5 営業日以後）以後、ご希望により、速やかに、応募新株予約権者への交付若しくは応募新株予約権者の住所への郵送により「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び「新株予約権割当契約書」を返還いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株式等の数の合計が買付予定数（7,418,241 株）に満たないときは、応募株式等の全部の買付け等を行いません。応募株式等の数の合計が買付予定数以上のときは、応募株式等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びフないしソ、第 3 号イないしチ及び第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金融商品取引法（以下、「法」といいます。）第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募を受けた株式等についても、引き下げた価格で買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を受領する権限を有するみずほインベスターズ証券株式会社の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、解除書面を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株式等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 2 日

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等に関しては「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

木根渕純氏、後藤氏、小西氏、青木氏、福田氏、伊集院氏との間の合意及びその内容

対象者の代表取締役兼執行役員社長を務める木根渕純氏及び代表取締役兼執行役員副社長を務める後藤氏は代表権を有する取締役として、また取締役を務める小西氏、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付けの終了後も引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根渕純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根渕純氏を含むMBO出資予定経営陣に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です（なお、木根渕純氏により本公開買付けの決済日の前日までに行われる払込金額の総額は1億円を予定しています。）。かかる第三者割当増資がなされた後に、MCPⅢ、MBO出資予定経営陣が所有する公開買付者株式の発行済株式総数に対する割合は未定です。また、公開買付者は、MCPⅢ及びMBO出資予定経営陣との間で、かかる第三者割当増資がなされた後の公開買付者の株式の取扱いに関する事項、公開買付者の株主としての権利行使に関する事項、公開買付者の経営に関する事項等について、本公開買付け終了後に合意することを予定しております。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、昭和39年6月、イタリアの糸強化プラスチック製法特許“ウェーブロック”技術を導入するために設立されました。翌昭和40年に、ウェーブロック製品の生産・販売を開始した後、塩化ビニルフィルム、壁紙及びポリプロピレンシート等の製造へ順次事業領域を拡大し、平成2年10月には日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録、株式を公開しました。さらに、平成8年12月東京証券取引所市場第二部に上場、その後網製品製造のダイオ化成株式会社、壁紙製造のヤマト化学工業株式会社の買収等を通じて、一層の事業強化に取り組みました。なお、平成17年4月、対象者は商号を旧商号「日本ウェーブロック株式会社」から「ウェーブロックホールディングス株式会社」に変更し、新設会社「日本ウェーブロック株式会社」に旧「日本ウェーブロック株式会社」の全ての事業を承継し、持株会社となりました。

対象者が管理・統括する子会社及び関連会社は、主に5つの領域で事業を展開しております。壁紙中間製品及び最終製品を製造販売するインテリア部門、ポリプロピレンシートやポリスチレンシートとその成形品を製造販売する包材部門、自動車用光輝テープ、メディカル用シート及び包装材料開封テープ等を製造販売するコンバーティング部門、建築工事シート、フレコン用シート等を製造販売する汎用品部門、各種合成繊維製網製品等を製造販売する編織部門です。

対象者を取り巻く事業環境としましては、ここ数年の収益悪化の主要因であった原材料高騰が沈静化しつつあるものの、対象者は依然として幾つかの構造的な課題を抱えております。第一に、対象者は引き続きその収益性を樹脂材料の価格に大きく依存しております。上記のとおり、確かにここ数年

続いた原材料価格の高騰は、現状沈静化しつつありますが、中長期的に見た場合、引き続き不透明な部分も多く、また主要原材料メーカーの統合が続いていることにより、対象者の仕入先に対する価格交渉力が低下しているという課題も抱えております。第二に、対象者の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門は、成熟した市場に依存しており、今後の成長性に懸念があります。第三に、対象者の事業の対象市場は、上記のとおり成長余地が限られているにもかかわらず、近年の海外企業の参入等により、輸入廉価品との競争が激化している状況にあります。

一方、対象者はここ数年の間に、複数の新規事業分野へ進出しております。その内の幾つかは今後成長が期待できるレベルに達しておりますが、本格的な事業化のためには、さらなる追加投資が必要な状況にあります。しかしながら、このところの経済環境は極めて厳しく、事業展開のための資金調達の選択肢も限定された状況にあります。また、新規事業は立上げコストが先行するため、一時的に業績が下降するリスクを内包しています。また、短期的には株式市場から十分な評価を得られず、対象者株主の皆様のご期待に沿えない可能性もあります。

加えて、対象者は、大株主である三菱化学株式会社から、従前より投資方針の変更を理由として対象者株式の売却意向を受けており、MBO 出資予定経営陣としては、今後の厳しい経営環境下では、安定的な株主が存在することが中長期的な視野に立脚した経営を行なっていく上で必要不可欠と考えており、株主構成の再検討も急務の課題となっております。

かかる状況下、MBO 出資予定経営陣は、短期的な業績推移にとらわれず、中長期的な視野に立脚した経営戦略を可及的速やかに実行する体制を整備し、かつ新規事業の展開や株主構成の課題に対処する手段として、対象者の経営方針を中長期的に支援することができる中核的安定株主の下で、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法にて対象者の非上場化を行うことが最善であると判断いたしました。また、MBO 出資予定経営陣は、昨今の資本市場の状況により、今後資金調達が困難になっていく可能性があること、現在上記の構造的な事業課題に起因して収益力が低下していることに鑑みて、可及的速やかにマネジメント・バイアウト (MBO) を実施することが、対象者の企業価値を維持し、これを最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

公開買付者は、かかる MBO 出資予定経営陣の意向を受け、木根渕弘水氏及び MBO 出資予定経営陣と協議を重ねた結果、対象者の中長期的な企業価値最大化に向けた施策として、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法による非上場化が最善の手段であると判断し、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

以上の経緯により、公開買付者は、木根渕弘水氏ら大株主との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

(3) 利益相反回避措置の内容

① 公正性を担保した上での買付価格の決定

公開買付者は、本公開買付価格の算定に際して、対象者株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、対象者株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成 21 年 1 月 26 日に、対象者の株式の過去 6 ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去 1 ヶ月間における平均株価は 306 円、過去 3 ヶ月間における平均株価は 310 円、過去 6 ヶ月間における平均株価は 360 円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通しを勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、対象者の潜在的成長力や本公開買付価格について慎重に検討いたしました。その上で、木根渕弘水氏ら大株主及び対象者と協議・交渉を行い、最終的に平成 21 年 1 月 30 日に 520 円を

本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成21年1月26日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値306円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値311円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値360円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、公開買付者は、算定の際に第三者の意見を聴取していません。

また、本公開買付けの対象には本件新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる本件新株予約権は、いずれも対象者又はその関係会社の役員等又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、①平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権を除く本件新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において対象者又はその関係会社の役員等若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期満了による退任、定年による退職の場合を除きます。）、②平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、対象者又はその関係会社の常勤取締役又は常勤監査役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限りこれを行使できるものとされ、また、③本件新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、本件新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められていないことから、公開買付者は本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使することができないと解されることから、本件新株予約権の買付価格を1円と決定しました。

さらに、本公開買付けに当たっては、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような事項を考慮いたしました。

② 独立したプロジェクトチームの設置

本取引が、対象者の代表取締役兼執行役員社長及び取締役であるMBO出資予定経営陣が本公開買付け終了後公開買付者に出資することをその要素としていることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、本来企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する対象者の意思決定において恣意的な判断がなされないようにすることを目的として、対象者取締役会は、本件PTを設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力などを備えている者として、対象者の社外取締役である西澤民夫氏及び渡邊龍男氏の2名並びに社外監査役である石崎優仁氏、松澤英雄氏及び岡野真也氏の合計5名を本件PTの委員に選任しております。

上記委員から構成される本件PTによる会議は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。

また、本件PTは、公開買付者との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、本件PTは、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値の向上が目的とされており、また、公正な手続きを経て株主利益への配慮が行われていると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

③ 独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得

また、対象者取締役会は、本公開買付け価格の公正性を検討するため、公開買付け者及び対象者から独立した第三者算定機関より株式価値算定書を取得することとし、第三者算定機関として、PwCを選任し、平成21年1月30日に株式価値算定書を取得いたしました。

PwCは、対象者の株式価値算定に当たり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて分析をしております。PwCが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価基準方式

市場株価基準方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成21年1月29日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均及び出来高加重平均を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を303円から371円と算定しております。

(ii) 類似会社比準方式

類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を284円から353円と算定しております。

(iii) DCF方式

DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者の1株当たりの株式価値を472円から570円と算定しております。

さらに対象者は、公開買付け者及び対象者において特別利害関係を有する取締役らから独立した西村あさひ法律事務所から本取引に関する法的助言を受けました。

対象者は、第三者算定機関であるPwCより取得した株式価値算定書及び本件PTによる上記②の答申の結果を参考に、本取引及び本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討し、公開買付け者と十分な協議交渉を行った結果、平成21年1月30日開催の取締役会において、本取引が対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格ならびに本件新株予約権の買付け価格の諸条件が妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しております。なお、対象者は第三者算定機関その他の評価機関よりフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。

④ 特別利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

対象者の代表取締役兼執行役員社長を務める木根潤純氏、対象者の取締役を務める青木氏、福田氏及び伊集院氏は、本公開買付けが成立した場合には、木根潤純氏は代表権を有する取締役として、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付け終了後においても引き続き対象者の経営にあたること及び公開買付者に出資を行うことを予定していることから（ただし、木根潤純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、また、対象者の取締役を務める木根潤建氏は、木根潤純氏の実弟であり、利益相反のおそれが否定できないことから、特別利害関係者として、賛同決議を含む本取引に関する対象者の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

賛同決議を含めた本取引に関する対象者の取締役会には、利益相反のおそれのあるMBO出資予定経営陣及び木根潤純氏の実弟である木根潤建氏を除き、対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。また、当該取締役会においては、対象者監査役の全員が出席し、社外監査役を含めいずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

⑤ 買付け期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者株式及び本件新株予約権について、株主及び本件新株予約権の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。これにより、対象者取締役会の判断の公正性（買取価格の適正性）を客観的に担保しております。

なお、公開買付者と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所に上場されている対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けにより当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に適用ある法令に従い、公開買付者による対象者の完全子会社化を予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所に上場されている対象者株式は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は東京証券取引所において取引することはできません。

②対象者は、平成21年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様の不利益が生じることから、本公開買付けの成立を条件として、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当予想（平成20年10月31日公表）に関し、これを行わないことを決議しております。

③対象者は、本公開買付けが成立したものの公開買付者が対象者の本件新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者の要請に応じて、本件新株予約権を消却するために必要な手続きを行う場合があります。

④対象者は、平成21年1月30日付で「平成21年3月期 第三四半期決算短信」を公表しており

ます。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

(i) 平成21年3月期第3四半期の連結業績(平成20年4月1日～平成20年12月31日)

	平成21年3月期 第3四半期累計期間
売上高(千円)	18,128,756
営業利益(千円)	256,206
経常利益(千円)	399,552
四半期純利益(千円)	195,148

(ii) 連結財政状況

	平成21年3月期 第3四半期末
総資産(千円)	23,881,708
純資産(千円)	9,886,490
自己資本比率	40.9%
一株あたり純資産(円)	925.65

⑤対象者は、平成21年1月30日付で「特別損失の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表内容の概要は以下のとおりです。

以下抜粋

「1. 特別損失の計上

取引先である太洋興業株式会社に対する債権につきまして、当面の間、回収の見込みがないと思われることから、債権額114百万円を全額貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しました。

2. 業績に与える影響について

平成20年10月27日に発表しております平成21年3月期通期の業績予想につきましては、急激に進行しつつある経済情勢の悪化に伴う国内需要の低下が懸念される状況にありますが、上記の特別損失を吸収する利益の確保は可能と考えておりますので、現時点においては数値に修正はございません。今後、業績予想の修正が生ずる場合は、直ちにお知らせいたします。」

(5) 問合せ先等

① 本件に関するお問い合わせ先

ウェーブロックインベストメント株式会社

佐藤 正秀

電話:03-3284-1613

② 公開買付けのお手続きに関するお問い合わせ先

みずほインベスターズ証券株式会社の本店又は各支店

以 上

本公開買付けにおける買付け等の対象となる対象者の株券等の種類

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権（本書において、①ないし⑬を総称して「本件新株予約権」といいます。）
 - ① 平成 17 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 17 年 7 月 15 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「平成 17 年度新株予約権」といいます。）
 - ② 平成 17 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 17 年 7 月 15 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 1 回新株予約権」といいます。）
 - ③ 平成 17 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 17 年 8 月 19 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 2 回新株予約権」といいます。）
 - ④ 平成 17 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 17 年 12 月 16 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 3 回新株予約権」といいます。）
 - ⑤ 平成 18 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 18 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「平成 18 年度新株予約権」といいます。）
 - ⑥ 平成 18 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 18 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 4 回新株予約権」といいます。）
 - ⑦ 平成 18 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 18 年 8 月 18 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 5 回新株予約権」といいます。）
 - ⑧ 平成 19 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 19 年 7 月 17 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「平成 19 年度新株予約権」といいます。）
 - ⑨ 平成 19 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 19 年 7 月 17 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 6 回新株予約権」といいます。）
 - ⑩ 平成 19 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 19 年 10 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 7 回新株予約権」といいます。）
 - ⑪ 平成 20 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 20 年 7 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「平成 20 年度新株予約権」といいます。）
 - ⑫ 平成 20 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 20 年 7 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 8 回新株予約権」といいます。）
 - ⑬ 平成 20 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 20 年 9 月 19 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（本書において、「第 9 回新株予約権」といいます。）